

千葉県銚子市沖における海洋再生可能エネルギー発電設備整備促進区域（案）

次に掲げる地点を順次に結んだ線及び(1)に掲げる地点と(6)に掲げる地点とを結んだ線により囲まれた海域のうち、港湾区域（港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第二条第三項に規定する港湾区域をいう。）以外の海域

座標番号	緯度	経度
(1)	北緯 35 度 42 分 39 秒	東経 140 度 50 分 10 秒
(2)	35 度 41 分 15 秒	140 度 46 分 13 秒
(3)	35 度 39 分 41 秒	140 度 47 分 36 秒
(4)	35 度 39 分 30 秒	140 度 46 分 36 秒
(5)	35 度 36 分 43 秒	140 度 47 分 42 秒
(6)	35 度 38 分 11 秒	140 度 50 分 10 秒

